

職発 0930 第 33 号
能発 0930 第 18 号
平成 27 年 9 月 30 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公印省略)

厚生労働省職業能力開発局長

(公印省略)

新ジョブ・カード制度に係る「地域推進計画」の作成等について

ジョブ・カード制度は、平成 23 年 4 月に策定された「新全国推進基本計画」等を踏まえて、求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進することを目的に、その推進を図ってきたところである。

しかし、日本再興戦略改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) 等において、ジョブ・カード制度を学生段階から職業生活を通じて活用できるよう抜本的に見直すなどとされたこと等から、平成 27 年 10 月からは、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を一層促進するため、ジョブ・カードを、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明の機能を担う労働市場インフラとして活用するものに見直し、その活用・普及を図ることなどを内容とした「新ジョブ・カード制度推進基本計画」(以下「新基本計画」という。)を新たに作成し、本制度の普及促進を図ることとしたところである。

また、平成 27 年 9 月 30 日付職発 0930 第 5 号・能発 0930 第 19 号「勤労青少年福祉法の一部を改正する法律等の施行について(青少年の雇用の促進等に関する法律等関係)」に示すとおり、職業能力開発促進法の改正によりジョブ・カードに関する規定を新設し、職業能力開発促進法に基づきジョブ・カードを普及することとしたところである。

各労働局におかれては、各地域における関係機関の密接な連携・協力体制のもと、下記に留意の上、新基本計画に基づく各都道府県の地域推進計画が的確に作成・推進されるようお願いする。

記

1 地域のジョブ・カード運営本部の設置・運営について

- (1) 各労働局においては、新基本計画7(3)、別添1の「地域のジョブ・カード運営本部設置要綱」に基づき、引き続き、各労働局に地域のジョブ・カード運営本部を設置し、関係機関等の密設な連携・協力体制を構築すること。

運営本部の構成員は、ブロックごとに設置されている経済産業局が追加されたところであり、経済産業局の所在地の該当労働局においては、地域のジョブ・カード運営本部への参加について調整等を行うこと。

- (2) 運営本部の会議については、効率化の観点から、求職者支援訓練等について協議する地域訓練協議会と同一期日に開催するなど弾力的かつ効果的に運営すること。

2 新たな地域推進計画の作成について

新ジョブ・カード制度の地域推進計画の作成に当たっては、以下に留意すること。

- (1) ジョブ・カード運営本部において、各都道府県の特徴を踏まえた、新ジョブ・カード制度の推進方法、地域内での役割分担、連携体制等の検討を行い、新ジョブ・カード制度の「地域推進計画」を作成すること。

また、毎年度、当該計画に基づく進捗状況を把握し、必要に応じて当該計画の見直しを行うこと。

- (2) 新ジョブ・カード制度の推進においては、企業、職業訓練機関、大学・高等専門学校・専修学校、特定地方公共団体、職業紹介事業者、免許・資格の実施・認定機関などの様々な新ジョブ・カードの関係者に対して、新ジョブ・カードの役割、活用方法を説明し理解を求め、活用・普及に向けた取組を促すことが重要であり、地域推進計画等に基づき、関係機関が連携し、着実に、これらを実施するとともに、ジョブ・カード運営本部において、新ジョブ・カードの活用・普及に関する好事例の把握・普及に努めること。

なお、好事例の把握・普及においては、積極的に、大学、専門学校、企業等に新ジョブ・カードの作成等に関するモデル的な取組を促し、当該成果をジョブ・カード運営本部において共有し、好事例等として積極的に普及させる取組についても検討すること。

- (3) 地域推進計画のひな形の活用

ジョブ・カード運営本部の会議においては、新基本計画を踏まえて、地域

推進計画を作成する際には、別添2に示す地域推進計画のひな形を参考例として活用願いたいこと。

なお、ジョブ・カード運営本部の構成員からの意見聴取や会議での協議結果等を踏まえ、計画内容の充実が図られることが望ましいこと。

(4) 計画目標

新ジョブ・カード制度の各都道府県における目標は、新基本計画を踏まえて以下とすること。

- 1) 全体の計画目標である「ジョブ・カード取得者数を2020年までに300万人」とするためには、2020年には、平成26年度（平成27年3月末時点）までの累計値（128万人）の2.34倍とすることが必要であり、各都道府県のジョブ・カード取得者数の目標値は、各都道府県の平成26年度（平成27年3月末時点）までの累計値の2.34倍の値を2020年までに到達することを目標とすること。

なお、上記目標の進捗状況の評価のため、各年度のジョブ・カード取得者数を定めることとし、平成27年度については平成26年度の目標値と同値とすること。

- 2) 「新たなジョブ・カードの取得が自らの職業能力の向上などに貢献するとした者の割合を7割以上とすること」について

毎年度、上記状況を把握し、新たなジョブ・カードの取得が自らの職業能力の向上などに貢献するとした者の割合が7割以上とすることを目標とすること。

- 3) 「就職活動の際、具体的な訓練及び実務経験の成果を評価した職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート等を有し就職活動を行う者のうち、当該シート等を応募書類として活用した方の割合を2020年までの間増加させること」について

平成27年度に上記状況を把握する予定であり、2020年までの間、当該値が増加することを目標とすること。

- 4) 上記1)、2)、3)の値については、本省において、各都道府県別の値を把握し、連絡する予定であること。

地域のジョブ・カード運営本部設置要綱

1 目的

新ジョブ・カードは、ジョブ・カード制度推進会議で作成された「新ジョブ・カード制度推進基本計画」を踏まえて、国が中心となって関係機関等により緊密な連携・協力体制を構築し、その普及・促進を図ることとしている。

このため、有識者、都道府県労働局、労使団体、地方公共団体、民間教育訓練機関、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地域キャリア形成サポートセンター等で構成する地域のジョブ・カード運営本部（以下「運営本部」という。）を設置し、地域における新ジョブ・カード制度の円滑な運用についての企画・調整等を行う。

2 名称

運営本部の名称は、「地域ジョブ・カード運営本部」の前に都道府県名を付する。

3 構成

(1) 運営本部は、以下に掲げる者を参集者として構成する。

① 有識者

人事労務分野に係る大学教授など職業能力形成分野に精通している者

② 労使団体

都道府県経営者協会、都道府県中小企業団体中央会、商工会議所、商工会連合会、連合の役員又は同等のクラスの者及び実務担当者

③ 教育訓練機関等

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部長
都道府県専修学校各種学校協会の役員又は同等クラスの者
都道府県職業能力開発協会の役員又は同等クラスの者
都道府県商工労働担当部長
教育委員会次長

④ 福祉関係

都道府県社会福祉協議会の役員又は同等クラスの者

⑤ キャリア形成サポートセンター

都道府県地域キャリア形成サポートセンター総括責任者

⑥ 都道府県労働局

都道府県労働局職業安定部長

⑦ 経済産業局（所在地の都道府県のみ）

部長又は同等クラスの者

⑧ その他、各局の実情に応じ必要と考えられる者

- (2) 運営本部には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 運営本部の庶務は都道府県労働局職業安定部で行う。

4 議長

- (1) 運営本部に議長及び議長代理を置くとともに、原則として、有識者の中から選任する。
- (2) 議長は、会議の議事を整理する。

5 会議の開催

運営本部は、定期的に構成員を参集して会議を開催し、下記 6 に掲げる事項について検討等を行うものとする。会議の開催頻度は年 2 回以上とし、開催時期については、地域の状況等を踏まえ各都道府県労働局において調整すること。

6 運営本部の業務内容

運営本部においては、以下の事項について業務を実施する。

- (1) 同本部において、各地域の特性を踏まえた、新ジョブ・カード制度の推進方法、地域内での役割分担、連携体制等の検討を行い、新ジョブ・カード制度の「地域推進計画」を作成するとともに、当該計画に基づく進捗状況の把握、必要に応じた当該計画の見直しを行うこと。
- (2) 新ジョブ・カードの活用・普及に向けた取組に関する好事例を把握するとともに、その普及に努めること。
- (3) その他ジョブ・カード制度の推進に係る事項の検討等

7 報告

毎年度の運営本部における業務の実施状況について、翌年度の 4 月末までに、人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官付キャリア形成支援室に報告すること。（報告様式は別途指示）

また、各地域の運営本部において、独自の調査や分析を行った場合は、毎年度の業務の実施状況に係る報告と併せ、当該結果を提供すること。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別途定めるものとする。

新ジョブ・カード制度に係る地域推進計画案（参考例）

第1 計画の概要

1 計画の基本的考え方

ジョブ・カード制度は、平成23年4月に策定された「新全国推進基本計画」等により求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進することを目的に、その推進を図ってきたところである。

しかし、日本再興戦略改定2014（平成26年6月24日閣議決定）等において、ジョブ・カード制度を学生段階から職業生活を通じて活用できるよう、抜本的に見直すなどとされたところである。

これらを踏まえて、平成27年10月からは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を一層促進するため、ジョブ・カードを、生涯を通じて活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして活用するものに見直すことなどを内容とした「新ジョブ・カード制度推進基本計画」により、本制度の普及促進を図ることとしたところである。

本計画は、上記計画に基づき、〇〇都道府県における新ジョブ・カード制度の普及促進を図るための計画である。

なお、本計画は、必要に応じて、見直すこととする。

2 計画期間

平成27年10月から平成32年末

3 〇〇都道府県の目標

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、新ジョブ・カードが、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担う労働市場インフラとして、活用されることを目指して、下記を目標とする。

ア ジョブ・カード取得者数を2020年までに〇〇万人にすること。

（注）ジョブ・カード取得者数は、見直し前のジョブ・カード取得者数と新ジョブ・カードによる新規の取得者（見直し前のジョブ・カード取得者を除く。）の合計数とする。

イ また、平成27年度のジョブ・カード取得者数を〇〇万人以上とすること。
新たなジョブ・カードの取得が自らの職業能力の向上などに貢献するとした者の割合を7割以上とすること。

ウ より多くの者が、就職活動の際、具体的な訓練及び実務経験の成果を評価した職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート等を活用することが重

要であることから、当該シート等を有し就職活動を行う者のうち、当該シート等を応募書類として活用した者の割合を 2020 年までの間増加させること。

第2 新ジョブ・カード制度の推進体制

1 地域のジョブカード運営本部の設置・運営及び地域推進計画の作成等

各都道府県における新ジョブカード制度の普及促進のため、地域のジョブ・カード運営本部を、都道府県労働局に設置し、国が中心となった関係機関等のより密接な連携・協力体制を構築する。

同本部は、都道府県労働局の他、有識者、労使団体、地方公共団体（職業能力開発関係部局、教育委員会、商工労働担当部局等）、経済産業局、民間教育訓練機関、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、地域キャリア形成サポートセンター等で構成する。

同本部において、各地域の特性を踏まえた、新ジョブ・カード制度の推進方法、地域内での役割分担、連携体制等の検討を行い、新ジョブ・カード制度の「地域推進計画」を作成するとともに、当該計画に基づく進捗状況の把握、必要に応じた当該計画の見直しを行う。

特に、新ジョブ・カード制度の推進においては、企業、職業訓練機関、大学・高等専門学校・専修学校、特定地方公共団体、職業紹介事業者、免許・資格の実施・認定機関などの様々な関係者に対して、新ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し理解を求め、活用・普及に向けた取組を促すことが重要であり、「地域推進計画」等に基づき、関係機関が連携し、着実に、これらを実施するとともに、好事例の把握・普及に努める。

2 都道府県労働局

都道府県労働局に、職業能力開発施策の担当官を配置するなどの体制整備により、下記の業務を着実に実施することとする。

ア 新ジョブ・カード制度の周知広報、説明等

新ジョブ・カードの活用、普及を促進するため、新ジョブ・カード制度の周知広報等を行う。特に、業界団体、事業主団体、教育訓練機関、特定地方公共団体、職業紹介事業者などの関係者に対して、関係機関とも連携の上、説明会等の様々な機会を活用して、新ジョブ・カードの役割、活用方法等を説明し、活用・普及に向けた取組を促す。

その際には、能力開発関係の助成金における新ジョブ・カードの活用のインセンティブ措置、新ジョブ・カードを活用した雇用型訓練に係る助成金、キャリア形成サポートセンターでの援助、ポータルサイト等における関係情報の提供などの支援措置、また、高年齢者雇用安定法に基づく離職

予定者へ事業主が交付する書面の新ジョブ・カードの活用及び同法の規定に該当しない離職予定者に対する同様の書面の交付などの新たな活用方法等についても説明し、活用・普及に向けた取組を促す。

イ 地域のジョブ・カード運営本部の運営

各都道府県に設置する地域のジョブ・カード運営本部を運営する。

3 公共職業安定所

ア キャリア・プランニングのツールとしての活用促進

公共職業安定所においては、求職者に対して、まとまった時間をかけて、職業相談・紹介を行う際に、生涯のキャリア・プランニングのツールとして、新ジョブ・カードを積極的に活用する。

また、公共職業訓練（離職者訓練）や求職者支援訓練への受講指示等に当たって、訓練の必要性をより明確にするために、キャリアコンサルティングの実施体制の充実・強化を図り、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施を促進する。

イ 新ジョブ・カードを活用する雇用型訓練実施企業の開拓等

新ジョブ・カードを活用する雇用型訓練の実施企業に係る積極的な求人開拓等を行う。

ウ 職業能力証明のツールとしての活用促進

職業能力証明（訓練成果・実務成果）シートを有することを職業紹介等で把握した求職者に対して、当該シートの内容が求人企業に対するアピールポイントになる場合には、当該シート等の活用を促すとともに、必要に応じて、当該応募先企業に対して、選考書類としての活用を促す。

4 地域キャリア形成サポートセンター

ア 地域の企業等への新ジョブ・カード制度の周知・広報

新ジョブ・カード制度の普及・促進に向け、地域の企業、業界団体等に対して、広く周知・広報を行う。

イ 新ジョブ・カードを活用した雇用型訓練実施企業の開拓・支援

地域の企業に対して、新ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施を促す。

また、当該訓練を実施する企業に対して、訓練実施計画の作成支援、訓練担当者・評価担当者への講習、訓練や評価の実施方法に係る助言・指導等を行う。

ウ 新ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価を実施する企業の開拓・支援

地域の企業に対して、新ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価の実施を促す。

また、当該評価を実施する企業に対して、評価基準や「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート」の作成支援、評価担当者への講習、評価の実施方法に係る助言・指導等を行う。

エ 新ジョブ・カードを活用した在職労働者へのキャリアコンサルティング等を実施する企業の開拓・支援

地域の企業に対して、在職労働者への新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等、職業生活設計に即した取組の実施を促す。

また、当該キャリアコンサルティング等を実施する企業に対して、これらの具体的な実施方法に係る助言・指導等を行う。

オ 新ジョブ・カードを応募書類等として活用する企業の開拓等

地域の企業に対して、新ジョブ・カードの応募書類としての活用を促す。

また、採用面接等においてジョブ・カードを積極的に活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」については、採用時での活用とともに、在職労働者に対する活用（実務経験の評価での活用又はキャリアコンサルティング等での活用又は雇用型訓練での活用又は離職予定者への新ジョブ・カードを活用した書面交付を行っている企業）とし、当該企業の開拓を行うとともに、当該企業をHP等に掲載し周知する。

5 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県、委託訓練・求職者支援訓練実施機関

公共職業訓練（在職者訓練を除く。）及び求職者支援訓練において、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び訓練成果の評価を着実に実施する。

また、作成した新ジョブ・カードについて、訓練生に対して、その内容が求人企業に対するアピールポイントとなる場合、応募書類としての活用について説明し理解を求めるとともに、訓練生の応募先企業に対して、必要に応じて、公共職業安定所等と連携して、企業が指定する履歴書等に追加して応募書類の1つとして受け付けるよう説明し理解を求める。

6 その他の教育訓練機関

職業能力形成プログラム以外の教育訓練について、当該成果の評価の「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート」への記入を促進する。

7 大学等

新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。

8 企業

新ジョブ・カードを、各企業の状況を踏まえて、必要に応じて、キャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして活用する。

9 地域若者サポートステーション等

地域若者サポートステーション、ジョブカフェの状況を踏まえて、必要に応じて、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等を実施する。

10 特定地方公共団体及び職業紹介事業者

特定地方公共団体及び職業紹介事業者の状況を踏まえて、必要に応じて、履歴書等に加えて、電子媒体等の新ジョブ・カードを応募・採用時の書類として活用する。